

一般国道 1 号 近鉄四日市駅バスターミナル
運営等事業

業績等の監視及び改善要求措置要領

令和 5 年 11 月
国土交通省 中部地方整備局

第 1 基本的な考え方

1 業績等の監視の基本的な考え方

本事業の適正かつ確実な実施を確保するための措置として、本事業の実施に関する各業務の業績及び実施状況（以下「業績等」という。）について、事業者自らが確認及び管理する。各業務の業績等が要求水準書及び提案資料（「実施契約書（案）」別紙 2 定義集に定める事業提案書をいう。）に定める要求水準（以下「要求水準」という。）を達成していない場合又は達成しないおそれがある場合には、事業者自らが本事業の各業務を実施する企業に対して改善要求を行い、要求水準を満たすようにする。

国土交通省中部地方整備局（以下「国」という。）は、事業者による確認結果等を監視することにより、要求水準の達成状況を確認する。

2 改善要求措置等の基本的な考え方

国は、事業者による業績等を監視した結果、事業者の責めに帰する事由により業績等が要求水準を達成していない、又は要求水準を達成しないおそれがあると判断した場合に、これを業務不履行として、事業者に対し改善勧告、支払の減額等の改善要求措置や契約解除等の措置（以下、改善勧告以降を総称して「改善要求措置等」という。）を行う。改善要求措置等は、その業務不履行によって生じる各機能の麻痺又は各機能に与える支障の大きさ、ならびに同一の業務不履行が繰り返される等の重要度に応じて行うものとする。

業務不履行に対する支払の減額は、「第 7 業務不履行に伴う減額措置」に示す内訳に従い減額する。

3 業績等の監視及び改善要求措置等の構成

業績等の監視及び改善要求措置等は、以下のように構成される。

- ・財務状況に関する業績等の監視及び改善要求措置等
- ・開業準備に関する業績等の監視及び改善要求措置等
- ・バスターミナル運営等事業及び利便増進事業に関する業績等の監視及び改善要求措置等
- ・事業終了時における業績等の監視及び改善要求措置等

第2 財務状況に関する業績等の監視及び改善要求措置等

1 業績等の監視方法

(1) 監視項目及び判断基準

国は、事業者の事業体制及び事業収支等の財務状況に関して、事業者が安定的かつ継続的に本事業を遂行できる状況にあるかどうかを確認する。

(2) 確認方法

確認方法は書類によるものを基本とするが、必要に応じて事業者等に取り調べを行う場合がある。

① 書類による確認

事業者は、以下の提出書類を、それぞれの提出時期までに国に提出する。

また、国は、事業の実施に重大な悪影響を与えるおそれがある場合など、必要に応じて追加の財務状況等に係る書類の提出、報告を求めることができる。

【SPC を設立する場合】

- ・財務に関する書類（キャッシュフロー計算書等の監査済財務書類の写し）：各支払に対応する業務履行期間終了後 20 日以内
- ・上記の書類の事実関係を証明する証拠書類等：同上
- ・SPC の事業報告書（会計監査人の監査報告書を含む）：各事業年度の最終日より 3 か月以内
- ・SPC が締結する契約書類の写し：契約締結日の 14 日前まで、及び契約締結後
- ・SPC の株主総会及び取締役会議事要旨：各会実施日から 14 日以内

【上記以外の場合】

- ・本事業の財務に関する書類（キャッシュフロー計算書等の本事業の事業収支を公認会計士又は監査能力のある第三者（以下「第三者監査人」という。）の確認を受けたもの）：各支払に対応する業務履行期間終了後 20 日以内
- ・上記の書類の事実関係を証明する証拠書類等：同上
- ・単独企業の事業報告書（会計監査人の監査報告書を含む）：各事業年度の最終日より 3 か月以内
- ・本事業に関する契約書類の写し：契約締結日の 14 日前まで、及び契約締結後
- ・第三者監査人を含む本事業の運営に関する会議等の議事要旨：各会実施日から 14 日以内

② 聞き取りによる確認

国は、書類による確認を行った結果、必要と認める場合は専門家等による聞き取り調査を実施することができる。

2 改善措置要求等

(1) 改善勧告等

① 改善勧告

国は業績等を監視した結果、事業者の実施体制又は事業収支等の財務状況に関して事業者が安定的かつ継続的に本事業を遂行できないと判断した場合は、事業者に直ちにその改善・復旧を行うよう改善勧告を行う。

② 改善・復旧計画の作成及び確認

事業者は、改善勧告に基づき、直ちに事業体制及び事業収支等の財務状況を改善・復旧することを内容とする改善・復旧計画書を作成し、国に提出する。

国は、事業者の提出した改善・復旧計画書について、事業体制又は事業収支等の財務状況の改善・復旧ができる内容であるかどうかを確認する。なお、事業体制又は事業収支等の財務状況が改善・復旧できる内容と認められない場合、又は内容が合理的でないと判断した場合は改善・復旧計画書の変更、再提出を求めることができる。

③ 改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

事業者は、改善・復旧計画書に基づき、直ちに改善措置を実施し、国に報告する。国は、改善・復旧状況を確認する。また、改善・復旧計画書において定めた期限までに改善・復旧を確認できない場合は、再度前記第２２（１）①の改善勧告の手続きに移行する。

(2) 契約解除

国は、前記第２２（１）の手続きを繰り返しても事業体制又は事業収支等の財務状況の改善・復旧が明らかに困難と判断した場合は、基本協定及び実施契約の解除を行うことができる。

第3 開業準備に関する業績等の監視及び改善要求措置等

1 業績等の監視方法

(1) 監視項目及び判断基準

対象施設の開業準備について、開業準備行為が要求水準を達成しているか、優先交渉権者は自らが確認した結果を国に報告し、国は要求水準の達成状況を確認する。

監視項目及び判断基準は、原則として要求水準による。

(2) 確認方法

① 書類による確認

優先交渉権者は、下記の提出書類を、それぞれの提出時期までに国に提出する。

表1 提出する書類及び時期（開業準備）

	提出書類		提出時期
①	実施計画書		開業準備の開始の30日前
②	業務報告書	年度業務報告書	各年度終了後90日まで
		月次業務報告書	翌月10日まで
		日報	国の要請があった場合
③	その他国が必要と認める書類		随時

② 随時の業績等の監視

国は、ECI事業者等から開業準備の状況について疑義の申出を受けた場合は優先交渉権者に確認し、必要に応じて優先交渉権者からの報告を求めることができる。その他国が必要と認める場合も同様とする。

③ 実地における確認

国は、必要に応じて、実地による確認を行うことができる。優先交渉権者は、国が行う実地における確認に必要な協力を行うものとする。

2 改善措置要求等

(1) 改善勧告等

① 改善勧告

国は開業準備行為の状況を監視した結果、優先交渉権者の要求水準を満たさないと判断した場合は、優先交渉権者に直ちにその改善・復旧を行うよう改善勧告を行う。

② 改善・復旧計画の作成及び確認

優先交渉権者は、改善勧告に基づき、直ちに要求水準を満たさない状態を改善・復旧することを内容とする改善・復旧計画書を作成し、国に提出する。

ただし、要求水準未達の改善に緊急を要し、応急処置等の実施が合理的であると判断される場合には、優先交渉権者は自らの責任において応急処置等の適切な処置をとるものとし、これを国に報告する。

国は、優先交渉権者の提出した改善・復旧計画書について、要求水準未達の状態の改善・復旧ができる内容であるかどうかを確認する。なお、国は、要求水準未達の状態が改善・復旧できる内容と認められない場合、又は内容が合理的でないと判断した場合は、改善・復旧計画書の変更、再提出を求めることができる。

また、優先交渉権者から直ちに改善・復旧計画書が提出されない場合は、第3 2（2）①の再改善勧告等の手続きに移行する。

③ 改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

優先交渉権者は、改善・復旧計画書に基づき、直ちに改善措置を実施し、国に報告する。

国は、改善・復旧状況を確認する。また、改善・復旧計画書において定めた期限までに改善・復旧を確認できない場合は、第3 2（2）①の再改善勧告等の手続きに移行する。

(2) 再改善勧告等

① 再改善勧告

国は、前記第3 2 (1) の改善勧告等の手続きによっても改善・復旧が確認できない場合は、優先交渉権者に対して再改善勧告を行う。

② 改善・復旧計画の作成及び確認

優先交渉権者は、再改善勧告に基づき、直ちに要求水準未達の状態を改善・復旧することを内容とする改善・復旧計画書を作成し、国に提出する。当該改善・復旧計画書においては、要求水準未改善の原因を明記しなければならない。

国は、優先交渉権者の提出した改善・復旧計画書について、要求水準未達の状態の改善・復旧ができる内容であるかどうかを確認する。なお、要求水準未達の状態が改善・復旧できる内容と認められない場合、又は内容が合理的でないと判断した場合、改善・復旧計画書の変更、再提出を求めることができる。

また、優先交渉権者から直ちに改善・復旧計画書が提出されない場合、又は提出された改善・復旧計画書の内容がその変更を求めても改善・復旧することが明らかに不可能であると認められる場合には、優先交渉権者との協議によって、構成企業若しくは協力企業の変更を求めることができる。

③ 改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

優先交渉権者は、改善・復旧計画書に基づき、直ちに改善措置を実施し、国に報告する。

国は、改善・復旧状況を確認する。また、改善・復旧計画書において定めた期限までに改善・復旧を確認できない場合は、再度前記第3 2 (2) ①の再改善勧告の手続きに移行する。

(3) 契約解除

国は、前記第3 2 (1) から (2) の手続きを繰り返しても要求水準未達の状態の改善・復旧が明らかに困難と判断した場合、国は、優先交渉権者の債務不履行と判断して、実施契約を締結せず、基本協定の解除を行うことができる。

第4 バスターミナル運営等事業及び利便増進事業に関する業績等の監視及び改善要求措置等

1 業績等の監視方法

(1) 監視項目及び判断基準

対象施設のバスターミナル運営等事業及び利便増進事業について、業務の業績等が要求水準を達成しているか、事業者は自らが確認した結果を国に報告し、国は要求水準の達成状況を確認する。

監視項目及び判断基準は、原則として要求水準による。

(2) 確認方法

① 書類による確認

事業者は、下記の提出書類を、それぞれの提出時期までに国に提出する。

表2 提出する書類及び時期（バスターミナル運営等事業及び利便増進事業）

	提出書類	提出時期
①	業務計画書	要求水準確認書
		供用開始 30 日前
		業務仕様書
		供用開始 30 日前
		消防計画書
		供用開始 30 日前
		防災業務計画書
		供用開始 30 日前
		緊急時対応マニュアル
		供用開始 30 日前
		長期修繕計画書
		供用開始 30 日前
		特定車両停留施設の供用約款
		供用開始 30 日前
		建築物点検保守管理業務計画書
		供用開始 30 日前
		建築設備点検保守管理業務計画書
		供用開始 30 日前
		車路点検保守管理業務計画書
		供用開始 30 日前
		外構施設点検保守管理業務
		供用開始 30 日前
		什器・備品維持管理業務計画書
		供用開始 30 日前
		警備業務計画書
		供用開始 30 日前
		清掃業務計画書
		供用開始 30 日前
		植栽維持管理計画書
		供用開始 30 日前
		経常修繕業務計画書
		供用開始 30 日前
		設備等更新計画書
		供用開始 30 日前
		運營業務計画書
		供用開始 30 日前
		利便増進事業計画書
		供用開始 30 日前
		年間業務計画書
		各事業年度開始の 30 日前
		月次業務計画書
		各事業月開始の 3 日前
②	業務報告書	年度業務報告書
		各年度終了後 90 日まで
		財務関係書類
		各年度終了後 90 日まで
		月次業務報告書
		翌月 10 日まで
		日報
		国の要請があった場合
③	その他国が必要と認める書類	随時

② 随時の業績等の監視

国は、バス運行事業者・タクシー事業者、ターミナル利用者等から維持管理・運営の状況について疑義の申出を受けた場合は事業者を確認し、必要に応じて事業者からの報告を求めることができる。その他国が必要と認める場合も同様とする。

③ 実地における確認

国は、必要に応じて、実地による確認を行うことができる。事業者は、国が行う実地における確認に必要な協力を行うものとする。

2 改善措置要求等

(1) 改善勧告等

① 改善勧告

国は業績等を監視した結果、事業者の業務不履行と判断した場合は、事業者に直ちにその改善・復旧を行うよう改善勧告を行う。

② 改善・復旧計画の作成及び確認

事業者は、改善勧告に基づき、直ちに業務不履行の状態を改善・復旧することを内容とする改善・復旧計画書を作成し、国に提出する。

ただし、業務不履行の改善に緊急を要し、応急処置等の実施が合理的であると判断される場合には、事業者は自らの責任において応急処置等の適切な処置をとるものとし、これを国に報告する。

国は、事業者の提出した改善・復旧計画書について、業務不履行の状態の改善・復旧ができる内容であるかどうかを確認する。なお、国は、業務不履行の状態が改善・復旧できる内容と認められない場合、又は内容が合理的でないと判断した場合は、改善・復旧計画書の変更、再提出を求めることができる。

また、事業者から直ちに改善・復旧計画書が提出されない場合は、第4-2(2)①の再改善勧告等の手続きに移行する。

③ 改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

事業者は、改善・復旧計画書に基づき、直ちに改善措置を実施し、国に報告する。

国は、改善・復旧状況を確認する。また、改善・復旧計画書において定めた期限までに改善・復旧を確認できない場合は、第4-2(2)①の再改善勧告等の手続きに移行する。

(2) 再改善勧告等

① 再改善勧告

国は、前記第4-2(1)の改善勧告等の手続きによっても改善・復旧が確認できない場合は、事業者に対して再改善勧告を行う。

② 改善・復旧計画の作成及び確認

事業者は、再改善勧告に基づき、直ちに業務不履行の状態を改善・復旧することを内容とする改善・復旧計画書を作成し、国に提出する。当該改善・復旧計画書においては、業務不履行未改善の原因を明記しなければならない。

国は、事業者の提出した改善・復旧計画書について、業務不履行の状態の改善・復旧ができる内容であるかどうかを確認する。なお、業務不履行の状態が改善・復旧できる内容と認められない場合、又は内容が合理的でないと判断した場合、改善・復旧計画書の変更、再提出を求めることができる。

また、事業者から直ちに改善・復旧計画書が提出されない場合、又は提出された改善・復旧計画書の内容がその変更を求めても改善・復旧することが明らかに不可能であると認められる場合には、事業者との協議によって、業務不履行となった業務を受託又は請け負っている構成企業若しくは協力企業を、他の構成企業若しくは協力企業に変更することを求めることができる。

③ 改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

事業者は、改善・復旧計画書に基づき、直ちに改善措置を実施し、国に報告する。

国は、改善・復旧状況を確認する。また、改善・復旧計画書において定めた期限までに改善・復旧を確認できない場合は、再度前記第4-2(2)①の再改善勧告の手続きに移行する。

(3) 減額措置

国は、バスターミナル運営等事業について事業者の業務不履行があった場合、事業者の債務不履行と判断して、上記の改善勧告等の手続きと併行して、サービス購入料の減額の措置をとる。詳細は第7を参照のこと。

(4) 契約解除

国は、前記第4-2（1）から（2）の手続きを繰り返しても業務不履行の状態の改善・復旧が明らかに困難と判断した場合、国は、事業者の債務不履行と判断して、基本協定及び実施契約の解除を行うことができる。

第5 事業終了時における業績等の監視及び改善要求措置等

1 業績等の監視方法

(1) 監視項目及び判断基準

国は、事業期間の終了時において、運営権設定対象施設の性能の要求水準に対する達成状況を確認する。

監視項目及び判断基準は、原則として要求水準による。

(2) 確認方法

国は事前に通知を行い、事業終了時の4年前から、運営権設定対象施設のうち、維持管理業務及び運営業務の対象である施設について、書類による確認と実地における確認を行う。事業者は、必要事項や申し送り事項その他の関係資料を国に提供する等、本事業の引継ぎに必要な協議を行うこと。

① 書類による確認

事業者は、次表の提出書類を、それぞれの提出時期までに国に提出する。

表3 提出する書類及び時期（事業終了時）

	提出書類	提出時期
①	年度業務報告書	事業終了時の4年前、事業終了時
②	月次業務報告書	事業終了時の4年前、事業終了時
③	施設及び設備の劣化等の状況並びに当該施設及び設備の保全のために必要となる資料	事業終了時の1年前、事業終了時
④	その他国が必要と認める書類	随時

※提出済みの書類について、提出後に変更した場合は変更後の書類のみを提出すること。

② 実地における確認

国は、必要に応じて、実地による確認を行うことができる。事業者は、国が行う実地における確認に必要な協力を行うものとする。

2 改善措置要求等

(1) 改善勧告等

① 改善勧告

国は業績等を監視した結果、要求水準を達成していないと判断した場合は、事業者に対して直ちにその改善・復旧を行うよう改善勧告を行う。

② 改善・復旧計画の作成及び確認

事業者は、改善勧告に基づき、改善・復旧することを内容とする改善・復旧計画書を作成し、国に提出する。

国は、事業者の提出した改善・復旧計画書について、改善・復旧ができる内容であるかどうかを確認する。なお、要求水準を達成していない状態が改善・復旧できる内容と認められない場合、又は内容が合理的でないと判断した場合は改善・復旧計画書の変更、再提出を求めることができる。

③ 改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

事業者は、改善・復旧計画書に基づき、直ちに改善措置を実施し、国に報告する。

国は、改善・復旧状況を確認する。また、改善・復旧計画書において定めた期限までに改善・復旧を確認できない場合は、再度前記第5 2（1）①の改善勧告の手続きに移行する。

(2) 契約の解除

国は、事業終了時までに改善が確認されない場合には、国は、事業者の債務不履行と判断して、本件実施契約に定めるところに従い、事業期間終了前に基本協定及び実施契約の解除を行うことができる。

第6 業務不履行発生後の対処方法

1 基本的な考え方

事業者は、業務不履行の発生が確認され、直ちに改善・復旧するよう国から改善の通告を受けた場合には、直ちにかつ誠意をもって、改善・復旧計画書を国に提出し、その承認を得て、業務不履行の状態の改善・復旧行為の実施にあたる。

その際には、先に示した所定の手続きに従い、計画的に実施する。

ただし、発生した事象の内容により、業務不履行の改善に緊急を要し、応急処置等の実施が合理的であると判断される場合には、事業者は自らの責任において応急処置等の適切な処置をとるものとし、これを国に報告する。

2 改善・復旧計画書の提出

事業者は、業務不履行の状態の改善・復旧を行うよう国から改善の通告を受けた場合は、直ちに改善・復旧計画書を作成し、国に提出し、その承諾を得る。

(1) 記載内容

- ・業務不履行の内容
- ・業務不履行の場所
- ・業務不履行の原因
- ・改善・復旧の方法
- ・改善・復旧の期限
- ・改善・復旧の責任者

(2) 再提出

国は、改善・復旧計画書の記載内容に不備がある場合、又は記載内容が妥当でないと判断した場合には、再提出を求めることができる。国は改善・復旧計画書の再提出を求める場合には、再提出が必要と判断した理由を事業者に提示する。再提出の場合は、国が提示した理由に対する対処方策を付記し、改めて改善・復旧計画を作成し、国に提出し、その承諾を得る。

(3) 再勧告の場合の改善・復旧計画書

- ・業務不履行の内容
- ・業務不履行の場所
- ・業務不履行未改善の原因
- ・改善・復旧の方法
- ・改善・復旧の期限
- ・改善・復旧の責任者

第7 業務不履行に伴う減額措置

1 計画書等の要求水準の未達成による減額等

(1) 基本的な考え方

要求水準書に基づき提出されている計画書等（要求水準書の記載事項を含む。）が達成できず、修補が困難であることが明らかとなった場合、国は、募集要項に基づき提出されている最新の維持管理・運営費（以下、「維持管理・運営費」という。）等の内訳表等に基づき、当該部分に係る事業費の減額及び違約金の請求を行う。

(2) 財務状況、バスターミナル運営等事業に係る計画書等の要求水準の未達成による減額等

財務状況、バスターミナル運営等事業に係る計画書等が、バスターミナル運営等事業の開始前に達成されないことが明らかになりその修補を行うことが極めて困難である場合又はバスターミナル運営等事業の開始後に改善勧告及び改善・復旧の措置を講じてもなお達成されないことが明らかになりその修補を行うことが極めて困難である場合、国は、維持管理・運営費等の内訳表等に基づき、当該内容に係るバスターミナル運営等事業の維持管理・運営費及びその他の費用の減額を行い、さらに、当該部分に係る維持管理・運営費及びその他の費用の減額と同額の違約金の請求を行うことができる。

2 バスターミナル運営等事業に係る減額及び罰則点の付与方法

(1) 基本的な考え方

実施契約期間中の要求水準の未達成等を、①重大な事象、②重大な事象以外の事象に分類し、事業者の責に帰す事由による場合は、その対象となった業務不履行等の内容に対応する支払区分の費用を対象として、減額及び罰則点の付与を行う。

(2) 減額算定及び罰則点付与のための区分

重大な事象の発生による減額、重大な事象以外の事象の発生による罰則点の付与は、表4の支払区分毎に行う。

減額及び罰則点付与は、業務不履行を確認した日の属する支払期（以下「当期」という。）の、維持管理・運営費のうち当該業務不履行の属する支払区分（以下「業務不履行支払区分」という。）又はその他の費用の支払区分に対して行う。

表4 支払区分及び対象となる事象

支払区分	対象となる事象
維持管理業務	建築物点検保守管理業務に係る要求水準未達成 建築設備点検保守管理業務に係る要求水準未達成 車路点検保守管理業務に係る要求水準未達成 外構施設点検保守管理業務に係る要求水準未達成 什器・備品維持管理業務に係る要求水準未達成 警備業務に係る要求水準未達成 清掃業務に係る要求水準未達成 植栽維持管理業務に係る要求水準未達成 経常修繕業務に係る要求水準未達成 交通事故復旧業務に係る要求水準未達成 設備等更新業務に係る要求水準未達成
運営業務	運行管理業務に係る要求水準未達成 料金徴収業務に係る要求水準未達成 安全対策業務に係る要求水準未達成 利用者対応業務に係る要求水準未達成 主催業務に係る要求水準未達成 誘致業務に係る要求水準未達成 デジタル化対応業務に係る要求水準未達成 危機管理対応業務に係る要求水準未達成

	バス便・タクシーの移行調整業務に係る要求水準未達成 その他関連業務に係る要求水準未達成
その他の費用	財務状況に係る要求水準における要求水準未達成 事業者の提出書類の不備（提出遅延等） 事業者による管理の不備（同一事象の再発等）

なお、業務不履行支払区分の対象となる事業で減額又は罰則点付与を行った場合には、その他の費用の支払い区分についてもあわせて減額又は罰則点の付与を行う。

(3) 重大な事象に対する減額

- ① 次のいずれかに該当するかどうかにより判断する。これらに該当する主な具体例としては、別紙 重大な事象の具体例に掲げるような事象が想定される。
 - ア) 交通機能・公益機能の麻痺
 - イ) 重大な事故の発生
 - ウ) 明らかな不作為に起因する事故の発生
 - エ) 法令違反
 - オ) 提出書類、報告等における虚偽

重大事象の判断基準は、事業契約の締結後、事業者の作成する素案に基づき、国と事業者で協議のうえ、国が定める。
- ② 重大な事象に係る業務不履行を確認し、改善勧告を行った場合、当該業務不履行の内容に応じて業務不履行支払区分又はその他の費用の支払区分の当期の支払予定額の 3%相当額を減額する（表 4 において、その他の費用の対象となる事象に該当する場合は、その他の費用の支払区分から、これ以外の場合は業務不履行支払区分から減額を行う。）。なお、業務不履行支払区分について減額を行った場合は、その他の費用の支払区分についてもあわせて支払予定額の 3%相当額を減額する。
- ③ 発生した重大な事象に係る業務不履行が、以前に発生した重大な事象に係る業務不履行と同一の支払区分に属する場合には、上記②に加え、上記②において減額の対象とする支払区分（②と同様に、その他の費用の支払い区分を含む。）の当期の支払予定額の 3%相当額に、以前発生した重大な事象の発生回数を乗じた金額を減額する。
- ④ 再改善勧告を行った場合、上記②及び③に加えて、更に上記②において減額の対象とする支払区分（②と同様に、その他の費用の支払い区分を含む。）の当期の支払予定額の 3%相当額を減額する。
- ⑤ 国は、上記の減額に加えて、業務不履行の日から改善及び復旧を確認した日までの間（以下「業務不履行期間」という。）に係る、当該業務不履行部分の維持管理・運営費相当額及び当該業務不履行部分に関連して不完全履行又は履行不能となる業務部分の維持管理・運営費相当額を支払わない。

(4) 重大な事象以外の事象の評価

- ① 重大な事象に該当しない場合については、要求水準を達成しているかどうかにより判断する。国は、重大な事象以外の事象の判断基準を、事業契約の締結後、事業者の作成する素案に基づき、国と事業者で協議のうえ、定める。なお、判断基準には、各業務について次の事項を具体化した事項を含める。
 - ア) 重大な事象発生時の報告遅延
 - イ) 要求水準記載事項の未達成
 - ウ) 事業者による速やかな一次対応ができていない場合
 - エ) 利用者・バス運行事業者等からのクレーム（要求水準の未達成による場合に限る）
 - オ) 業務実施方法の誤りによる被害が派生した場合、誤りが繰り返される場合
 - カ) 提出書類、報告等の提出遅延
- ② 業務不履行を確認し、改善勧告又は再改善勧告を行った場合は、当該業務不履行の内容に応じて、業務不履行支払区分又はその他の費用の支払区分に対して表 5 に示す罰則点を付与する（表 4 においてその他の費用の対象となる事象に該当する場合は、その他の費用の支払区分に、

これ以外の場合は業務不履行支払区分に罰則点を付与する。)。なお、業務不履行支払区分に罰則点を付与する場合は、その他の費用の支払区分に対してもあわせて表 5 に示す罰則点を付与する。

表 5 改善勧告等を行った場合の罰則点

		業務不履行 支払区分	その他の費用の 支払区分
①	改善勧告を行った場合の罰則点 (下記②に該当しない場合)	1 点	1 点
②	改善勧告を行った場合の罰則点 (当該業務不履行が、当期又は前 2 期の支払 期限内に発生した「重大な事象」以外の業務不 履行と同一の支払区分に属する場合)	3 点	1 点
③	再改善勧告を行った場合の罰則点	3 点	1 点

- ③ 国は、上記の措置に加え、業務不履行期間に係る、当該業務不履行部分の維持管理・運営費相当額及び当該業務不履行部分に関連して不完全履行又は履行不能となる業務部分の維持管理・運営費相当額を支払わない。

(5) 重大な事象以外の事象に対する減額方法

罰則点の通算方法及び減額方法は、支払区分ごとに当期及び前 2 期の支払期限内に付与された罰則点を累積することとする。ただし、減額を行った支払区分については、その時点で累積罰則点を 0 点とする。

支払期末の各支払区分の累積罰則点が何点に達したかに応じて、表 6 のとおり、罰則点 1 点当たりの減額の割合を設定する。また、各支払区分の当期の支払予定額に罰則点と表 6 の減額の割合を乗じて、減額の金額を算出する。

表 6 各支払区分の累積罰則点に応じた減額の割合

	各支払区分の 累積罰則点	減額の割合	
		業務不履行支払区分	その他の費用の支払区分
①	5 点以下	0%	0%
②	6～11 点	0%	罰則点 1 点当たり 0.1%
③	11～50 点	罰則点 1 点当たり 0.1%	罰則点 1 点当たり 0.1%
④	51 点以上	罰則点 1 点当たり 0.2%	罰則点 1 点当たり 0.2%

(6) 支払区分毎の当期の減額が当期の支払区分の対価を超えた場合

維持管理・運営費等の支払区分毎又はその他の費用の、当期の減額が当期の支払区分の対価を超えた場合は、以下のとおりに減額する。

表 7 減額が当期の支払区分の対価を超えた場合の減額方法

対価を上回る減額が 発生した支払区分	超過分の減額方法
維持管理・運営費の 支払区分	当該支払区分以外の維持管理・運営費の各支払区分から均等に減額 する。それでも足りない場合は、その他の費用から減額を行う。
その他の費用	維持管理・運営費の各支払区分から均等に減額する。

(7) 事業期間の最終年度における罰則点の扱い

本事業の最終支払期においても上記 (4) から (6) に従い、罰則点を累積し、残った罰則点は本事業の終了をもって消滅する。

3 減額以外の損害賠償

国は、上記第7-1又は第7-2による減額とは別に、業務不履行に伴う損害賠償を事業者に請求することができる。

【別紙 重大な事象の具体例】

項目	具体的な事象（例）	重大な事象となる判断基準（例）	
		規模・内容等による判断基準	結果による判断基準
交通結節点機能（バス・タクシー）の停止	バス・タクシーの入構、発着等ができないなど	—	交通機関の発着、結節点機能の不全など
交通結節点機能（スマート化）の停止	利用者・バス運行事業者が必要な情報が入手できないなど	デジタルサイネージ全部の停止 適切な運航情報の提供がされていない	情報配信不能
歩行者の円滑な移動・乗り換えの不可	移動の支援を受けられないなど	—	歩行者の移動不能
魅力あるスペースの喪失	施設が適切に維持管理されていないなど	—	景観阻害 回遊・滞留空間の機能不全
賑わい・歩行空間の喪失	イベントや広報が実施されていない 待合空間が適切に維持管理されていないなど	年間通じて主催事業・広報が実施されていない	主催事業・広報の未実施 待合空間の機能不全
防災機能の喪失	防災備蓄品・情報提供施設・避難経路が適切に管理されていないなど	保管期限内に備蓄品の入れ替えができていない	防災備蓄品の管理不全 情報提供機能の不全 避難不能
新たなモビリティや交通サービスへの不対応	地域の関係者への連携が行われていないなど	—	地域との連携のための会議の未実施
物理的アクセス機能の停止	エレベーター停止 など	エレベーター・エスカレーター停止 など	アクセス不能 など
安全性の喪失	事故原因となる可能性のある状況の放置 など	—	人身事故の発生、明らかな不作為に起因する事故の発生 など
防犯性の喪失	防犯機能停止、警備の不備による事件の発生 など	—	不審者の侵入による盗難等の発生 など
防災機能の異常	消火器等の誤作動 など	—	バスターミナル運営不能、機材・書類等への損害 など
電力供給、照明設備機能の停止	停電、断線 など	フロア単位、一定時間以上 など	バスターミナル運営不能 など
気密性・水密性の損失	窓の破損、漏水 など	—	バスターミナル運営不能、機材・書類等への損害 など

空調設備・換気設備機能の停止	熱源の停止 など	一定時間以上 など	バスターミナル運営不能、機材等への損害 など
通信機能の停止	電話の断線・不通、業務用通信回線の断線・不通 など	フロア単位、一定時間以上 など	バスターミナル運営不能 など
給湯給排水設備機能の停止	水漏れ など	—	水漏れによる執務不能、機材・書類等への損害 など
緊急時等の対応の迅速性の欠陥	救急患者、負傷者等の放置、来庁者の混雑・混乱の誘導不備 など	—	迅速な措置を講じなかったことによる死傷者の発生 など
衛生管理の不徹底	食中毒の発生 など	—	入院者、通院者の発生 など
不適切な商品の販売	法令に抵触する商品の販売	—	模造品の販売 など
利用者ニーズへの不対応	利用者満足度の低水準	—	長期に亘る低い利用者満足度 など
法的基準を順守していないこと	資格者以外の法定業務実施 など	意図的と判断され得る違反 など	法令違反による業務停止 など
情報漏洩	個人情報、機密情報の漏洩	—	漏洩による損害の発生 など
その他コンプライアンスの欠如	提出書類、報告等における虚偽 など	主要な事項に係る虚偽、意図的な虚偽、事実の隠蔽 など	—
その他	行政への著しい負担の発生 など	—	不適切な業務実施に伴う著しい行政負担の発生 など
	その他		